

介護予防訪問サービス、介護予防短時間通所サービス、介護予防ケアマネジメントにおける 地域リハビリテーション関係加算 Q&A

介護予防ケアマネジメント関係について

Q18 要支援となった対象者へ介護予防訪問サービスと介護予防福祉用具の貸与のケアプランを立てました。その場合、加算を算定できますか。

A 加算を算定できません。総合事業と介護予防給付を併用した場合は加算の対象外になります。

Q19 要支援となった対象者に対して、介護予防訪問サービスと介護予防福祉用具の貸与のケアプランを立てましたが、対象者が福祉用具を購入したため2か月目からは、介護予防訪問サービスのみのケアプランとなりました。その場合、2か月目からは加算を算定できますか。

A 2か月目から4か月目まで加算を算定できます。

Q20 算定対象となる要支援の方の介護予防訪問サービス・短時間通所サービスには、通常のデイサービスは含まれますか。

A 含まれません。通常のデイサービスは、介護予防通所サービスとなり、加算の対象外です。

Q21 介護保険申請中に地域リハビリテーション支援拠点事業を活用し、介護保険非該当となりましたが、総合事業を利用することになった場合は加算の対象とはなりませんか。

A 加算の算定対象となります。

Q22 リハビリ専門職の助言を受けた場合、必ずケアプランの変更が必要となりますか。

A 加算を算定する場合助言を反映させることが必要となりますが、反映方法は任意であり、助言を反映した部分が特定できるようにする必要はありません。なお、ケアプランからその内容を読み取れなかった場合は、提供書の添付でも加算の算定をすることができます。